

2025 年（令和 7 年）4 月 24 日

建設業者のみなさまへ

福 山 市 長
(建設局建設管理部技術検査課)
(建設局建設管理部建設政策課)

福山市発注工事の立入点検について（依頼）

平素より、本市の建設行政についてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本市では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）の施行を受け、工事の適正な施工の確保及び不良不適格業者の排除の徹底を図るため、次のとおり立入点検を実施しています。

引き続き、本市発注工事について、適正な施工管理と品質の確保に努めていただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 点検の目的

この点検は、中間・完了検査では確認出来ない施工体制等の把握を目的とし、次のような目的で取り組みます。

- (1) 一括下請の排除、技術者の適正配置の推進等
- (2) 建設業法及び約款遵守の推進等

2 点検内容

概ね次のような内容について、確認・点検を行います。（点検内容は必要に応じて変更します。）

- (1) 施工体制の状況

各種届出等、施工体制台帳、施工体系図等を基に、元請の実質的関与の確認、技術者の配置状況（元請・下請の技術者の専任状況等）について点検を行います。

3 その他

この点検は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、適正な施工体制を確保するため、必要に応じ適切な是正・周知・啓発等の指導目的として行うものです。

立入点検時に使用する施工体制等確認表を作成しましたので、建設工事の適正な施工体制の管理にご活用ください。（裏面資料）

施工体制等確認表

工 事 名	
工 事 担 当 課	
担 当 監 督 員	

確認内容

確 認 項 目	備 考
1. 提出書類の状況	
(1) 提出書類に不備がないか確認	
①現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届	契約金額50万円以上
②現場代理人兼任届	兼任している場合は建設政策課契約担当へ提出
③下請負人等に関する届出書	契約工期開始日までに提出する
④施工体系図	
2. 施工体制の状況	
(1) 技術者配置状況等に問題がないか確認	
元請業者	
①現場代理人は常駐している	又は届出代理人がいる
現場不在の場合も連絡体制を確立する	
(届出代理人の場合)	①現場代理人が1日1回は現場管理にあたっているか
	②現場代理人との連絡がとれるか
②主任（監理）技術者が専任している（請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上））	
「専任の有無」の表記：有りの場合⇒『専任』；無しの場合⇒空白	
③主任（監理）技術者は名札（写真入）を着用している	
④監理技術者資格者証を携帯している	
対象工事のみ	
下請業者	
⑤主任技術者が配置されている	
⑥主任技術者が専任している（請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上））	
⑦主任技術者は名札（写真入）を着用している	
(2) 下請業者の使用状況等に問題がないか確認	
①無届けの下請負業者の有無	
3. 現場標識等の状況	
(1) 標識等が掲示されているか確認	
①建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見易い場所に掲示している（縦25cm×横35cm以上）	
②建築基準法による確認表示板を掲示している	
対象工事のみ	
③労災保険関係の掲示項目を工事現場の見易い場所に掲示している（縦25cm×横35cm以上）	
④施工体系図を公衆の見易い場所に掲示している	
下請け業者の記載漏れが多いので注意	
⑤下請負人に対する通知を工事現場の見易い場所に掲示している	
下請工事がある場合のみ 掲示忘れが多いので注意	
⑥建設業退職金共済制度適用工事現場である標識を掲示している	
制度加入かつ下請契約がある場合	
⑦緊急時連絡表を掲示している（関係連絡先、担当者（現場代理人）、電話番号を記入）	
⑧作業主任者の一覧表を掲示している	
作業主任者を配置する場合のみ	
⑨石綿等の事前調査結果を公衆の見易い場所に掲示している	
対象工事のみ	
⑩再生資源利用（促進）計画書を公衆の見易い場所に掲示している	
対象工事のみ	
⑪（再生資源利用（促進）計画の作成に伴う）確認結果を記載した書面を掲示している	
対象工事のみ	
⑫建設リサイクル法の届出シールを工事現場の見やすい場所に貼付している	
対象工事のみ	